○放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現
目次	目次
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (同上)
第二章 協会等	第三章 (同上)
第一節~第五節 (略)	第一節~第五節 (同上)
第六節 雑則(第五十五条の二―第五十九条)	第六節 雑則(第五十六条—第五十九条)
第四章~第九章 (略)	第四章~第九章 (同上)
	附則
第三章 協会等	第三章 (同上)
第二節 業務	第二節 (同上)
(実施基準の記載事項)	(実施基準の記載事項)
第十二条の二 法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のと	第十二条の二 (同上)
おりとする。	
一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務(以下「インターネット活	
	「業務」という。)に関する苦情その他の意見の処理に関する事項
事項	

(実施基準の認可申請)	力	基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネ 業務の改善に関する事項 一前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十七項の規定に 五 法第二十条第十三項の規定に基づく業務の実施の状況の評価及び当該	料の作成及び公表に関する事項	この他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項 【	ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置 「 インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法	の経理に関する区分経理の実施方法 「第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務」【新設】
-------------	---	---	----------------	-----------------------------	--	---

(実施計画の記載事項等)

第十二条の四 法第二十条第十三項の実施計画には、 同条第九項の認可を

受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット

活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものと

新設

インターネット活用業務の種類

する。

二 インターネット活用業務の内容

三 インターネット活用業務の実施方法

兀 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関す

る次の事項

1 協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を

当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供す

(当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を

通じて一般の利用に供する業務を含む。 以下「常時同時配信等業 る業務

務」という。) その他の受信料財源インターネット活用業務 イン

ターネット活用業務のうち、 以下同じ。)の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める 専ら受信料を財源として行うものをい

- 可 有料インターネット活用業務(インターネット活用業務のうち、受
- 信料財源インターネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。)
- 実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の

明細

- 五 法第二十条第二項第二号の業務(以下「二号業務」という。)に関
- する料金その他の提供条件に関する事項
- 六 インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に

インターネット活用業務の経理に関する次の事項

七

関する事項

- イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務
- の経理に関する区分経理の実施方法
- 第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法
- インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
- 三 区分経理の実施の適正を確保するための措置
- ホ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
- 八 その他インターネット活用業務に関し必要な事項
- 2 法第二十条第十三項の規定による公表は、インターネットの利用により

行うものとする。

イ 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための	四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制		二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項	の者に関する事項	監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他	は、次に掲げるものとする。	第十七条 法第二十九条第一項第一号ロに規定する総務省令で定める事項 筮	(監査委員会の職務を執行するための事項)	第三節 経営委員会	六 その他必要な事項	五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	四の業務の収支の見込み	三 業務の実施計画の概要	二 業務を行うことを必要とする理由	一業務の内容	に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。	第十三条 法第二十条第十八項の認可を受けようとするときは、申請書に次 簟	(業務の認可申請)
	制その也の監査委員会への報告こ関する本制三 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体	新設】	(同上)		一 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項		第十七条 (同上)	(業務の適正を確保するための体制)	第三節 (同上)	六 (同上)	五 (同上)	四(同上)	三 (巨上)	11 (同上)	(恒斗)	に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。	第十三条 法第二十条第十四項の認可を受けようとするときは、申請書に次	(業務の認可申請)

一 (同上)	一会合は全国各地方で、毎年六回以上行うこと。の規定によつて行うものとする。
告することによつて行うものとする。	委員会に報告することによつて行うものとするほか、次項から第七項まで
会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報	対象とする会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営
の契約をしなければならない者の意見の聴取は、次に掲げるところにより	ろにより協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者を
第十八条 法第二十九条第三項の規定による協会とその放送の受信について	第十八条 法第二十九条第三項の規定による意見の求めは、次に掲げるとこ 第十八条
(受信者の意見の聴取)	(意見の求め)
	制
回 (同上)	七 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体
	する事項
	他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関
(新設)	六 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その
	を受けないことを確保するための体制
(新設)	五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱い
	を受けた者が監査委員会に報告をするための体制
	において「取締役等」という。) 及び使用人又はこれらの者から報告
	を行うべき者)又はこれらに準ずる者(第五十五条の二第二項第五号
	る社員(業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務
	ロ 協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行す
	体制

新設】	3 前項の規定により定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して
	四 その他経営委員会が定める事項
	三 法第二十条第九項に規定する実施基準
	式的な変更の議決をしようとする場合を除く。)
	必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形
	せる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然
	条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の月額に一致さ
	二 法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準(受信契約の
	一 法第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画
	提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
	じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下この条において「意見
	資料)をあらかじめ公表し、意見(情報を含む。以下この条において同
	業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する
	料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用
	案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資
	の案及びこれに関連する資料(第一号に掲げる事項にあつては当該事項の
新設】	2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項
	営に関する重要な事項を説明すること。
三 (同上)	三 会合においては、経営委員会の委員が協会の基本方針その他協会の運
	又は理事が出席すること。
二 (同上)	二 会合には、少なくとも一人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長

第二十六条 法第七十条第一項の収支予算は、次に掲げる事項を記載した予 第二十六条(収支予算の記載事項) (収支予算の記載事項) (収支予算の記載事項) (収支予算の記載事項) (収支予算の記載事項) (収支予算の記載事項) (収支予算 第五節 財務及び会計 (収支予算 第五節 財務及び会計 (収支予算 第五節 財務及び会計 (収支予算 第五節 財務及び会計) 第二十六条 第五節 財務及び会計 (収支予算 第五節 財務及び会計) 第二十六条 第五節 財務及び会計 (収支予算 第五節 財務及び会計) 第二十六条 第五節 財務及び会計 (収支予算 第二十六条 第五節 財務及び会計) 第二十六条 第五節 財務及び会計 (収支予算 第二十六条) 第二十六条 第五節 財務及び会計 (収支予算) 第二十六条 第五節 財務及び会計 (収支予算) 第二十六条 第五節 財務及び会計 (収支予算) 第五節 財務及び会計) 第二十六条 第五節 財務及び会計 (収支予算) 第五節 財務及び会計 (収支予算) 第五節 対象	うものとする。	の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該6 経営委員会は、前項の規定により提出意見を公表することにより第三者	差異を含む。)及びその理由	議決した事項の題名	該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。経営委員会は、第二項の規定により意見を求めて議決した場合には、当考慮しなければならない。	案についての意見(以下この条において「提出意見」という。)を十分に4 経営委員会は、意見提出期間内に提出された第二項各号に掲げる事項の三十日以上でなければならない。
第二十六条 (同上)第二十六条 (同上)第五節 (同上)	新設】	新設】			新設】	新設】

するものとする。	
一~六(略)	一~六 (同上)
(業務報告書の記載事項)	(業務報告書の記載事項)
第三十条 法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するもの	第三十条 (同上)
とする。	
事業の概況(協会の沿革、設立根拠法律、主管省庁名、協会が対処す	(同上)
べき課題を含む。)	
二 放送番組の概況	1 (同上)
三 放送番組に関する世論調査及び研究	三 (同上)
四 営業及び受信関係業務の概況	四(同上)
五 視聴者関係業務の概況	五 (同上)
六 放送設備の運用及び建設改修の概況	六 (同上)
七 放送技術の研究	七(同上)
八 業務組織の概要及び職員の状況	八(同上)
イ 経営委員会、監査委員会及び理事会の概況	イ (同上)
ロー役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴	口 (同上)
ハの事務所の所在地	ハ(同上)
ニ 職員数(前事業年度末比増減を含む。)	二 (同上)
九 法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備についての	【新設】
議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況	

十 財政の状況(過事業年度に係るものを含む。)

- イ 資本の状況
- ロ 借入先及びその借入金額の状況
- ハ財政投融資資金、交付金等の状況

十一 子会社等の概要

称、住所、資本金、事業内容、役員の状況(人数及び代表者の氏に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社の対象及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定

名)、

職員数、

協会の持株比率及び協会との関係の内容

口

口 な 資金、 号において「関連公益法人等」という。 社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、 ているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの (子会社を除く。 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つている一般)、名称、 技術、 取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配 住所、 第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二 基本財産、 事業内容、)の概況 役員の状況 (系統図を含 (人数及び代 人事、

-1 その他参考となるべき事項

表者の氏名)、

職員数及び協会との関係の内容

九 (同上)

イ (同上)

ハ (同上)

口

(同上)

十 (同上)

事、 基本財産 きるもの 支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることがで 般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、 数及び協会との関係の内容 公益法人等」という。) 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つている 資金、 (子会社を除く。 技術、 事業内容、 取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を 役員の状況 の概況 第三十四条第三項第四号において (系統図を含む。)、名称、 (人数及び代表者の氏名)、 協会が出資、 住所、 「関連 職員

第三十四条 (同上)	第三十四条 法第七十四条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損
(財務諸表の様式)	(財務諸表の様式)
	活用業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。
	費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料インターネット
	常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る
	規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による
	又は実施したインターネット活用業務の経理を第一項から第三項までの
【新設】	6 協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する
	をあらかじめ作成しなければならない。
	七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。)を記載した書類
	の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十二条の四第一項第
	科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号
	勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目)ごとに、当該勘定
	三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目(協会がより細分化した
【新設】	5 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法(別表第
正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。	方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。
らの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適	とするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる
2 協会は、放送番組等有料配信業務、法第二十条第三項の業務及びこれ	4 協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しよう
	二 三号業務に係る費用

当該事業年度中の増減状況を含む。) る債券の引受けがある場合には、その旨及び引受先)及び銘柄ごとの	ロ 放送債券の明細(銘柄(政府による債務の保証がない旨、政府によ	to)	には、その旨)及び借入先ごとの当該事業年度中の増減状況を含	イ 長期借入金の明細(借入先(財政投融資資金からの借入がある場合	と。)	財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにするこ	四 資産及び負債並びに損益の状況(次のいずれかにより、別表第三号の	による増減額(変更又は変更による影響が軽微であるものを除く。)	三 会計方針又は記載方法の変更をした場合におけるその旨及びその変更	二 財務諸表の作成に関する重要な会計方針	一、決算概説	ි ද _ි	3 法第七十四条第一項の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとす	別に掲記することを妨げない。	当該資産、負債、純資産、収入又は支出を示す名称を付した科目をもつて	は支出で、別に表示することが適当であると認められるものについては、	2 別表第三号の書式に規定する科目に属する資産、負債、純資産、収入又	するものとする。	益計算書及び前条に規定する書類は、別表第三号に定める書式により調製
	口			イ			四		三	=	_		3				2		
	(同上)			(同上)			(同上)		(同上)	(同上)	(同上)		(同上)				(同上)		

体及び関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金の明細ワ 子会社のうち一般社団法人、一般財団法人その他これに準ずる事業る関連科目との関係についての説明を含む。)	元の会計区分、交付金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されていヲ 交付金等の明細(当該事業年度に受け入れた交付金等の名称、支出金、未払金等その他事業特性を踏まえ重要と認められるもの)	な資産及び負債の明細(現金及び預金、貯蔵品、短期借入金、未収ルーイからヌまでに掲げるもののほか、貸借対照表の内容を補足する主	ヌ 役員との間の取引による債権債務に関する事項する事項(負債の部に計上したものを除く。)	リ 重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務に関	チ 資産が担保に供されている場合はそれに関する事項	ト 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細	ヘ 出資の明細(株式会社への出資を除く。)	増減状況)	名称、所有株数、取得価額、貸借対照表計上額及び当該事業年度中の	ホ 子会社及び関連会社についての持株の明細(子会社及び関連会社の	を減価償却累計額に合算している場合は、それらを区分したもの)	ニ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細(減損損失累計額	£°)	ハ 引当金の明細(引当金の種類ごとの当該事業年度中の増減状況を含
ワ	ヲ	ル	ヌ	IJ	チ	١	^			ホ		=		ハ
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)			(同上)		(同上)		(同上)

(情報提供の方法及び範囲)	第六節 雑則	五~十一 (略) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	の。 ・	主な費用及び収益の明細(事業特性を踏まえ、重要と認められるも	ラ ヲからナまでに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補足する	ナ 区分経理の実施の適正を確保するための措置	ネ 第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法	の経理に関する区分経理の実施方法	ツ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務			に係る費用の明細	ソ 別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務	受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細	レ 別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の	タ 子会社及び関連会社との取引高の総額	ヨ 減損損失の明細	カー役員及び職員の給与費の明細
	第六節(同上)	五~十一(同上)	の。 。	主な費用及び収益の明細(事業特性を踏まえ、重要と認められるも	ソーヲからヲまでに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補足する	【新設】	【新設】		【新設】	組等有料配信業務勘定に限る。)	している場合は業務委託費)その他重要と認められるもの)(放送番	用料、放送番組等に係る協会以外の著作権の使用料(権利処理を委託	レ 放送番組等有料配信費の明細(放送番組等に係る協会の著作権の使		【新設】	タ (同上)	ョ (同上)	カ (同上)

に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して利用者が第五十五条の二 法第八十四条の二第一項に規定する情報の提供は、事務所

容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方

法により行うものとする。

協会の組織に関する次に掲げる情報

定款

イ

目的及び業務の概要

を含む。) 組織の概要(役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数

二 役員に対する報酬及び退職金の支給の基準並びに職員に対する給与

ホ 懲戒処分に関する公表の基準

及び退職金の支給の基準

、 働き方改革の推進、女性の職業生活における活躍の推進その他の職

場環境の整備改善に関する情報

ト
その他協会の組織に関する基礎的な情報

一 協会の業務に関する次に掲げる情報

収支予算、事業計画、資金計画、中期経営計画(法第七十一条の二

信料及び収支の見通しの算定根拠その他の関連する資料を含む。)そ第一項に規定する中期経営計画をいう。以下この条において同じ。受

の他の業務に関する計画

- 報告書の内容 法第三十九条第三項の報告内容、業務報告書その他の業務に関する
- 六条第六項各号に掲げる事項 ハ 番組基準(法第五条第一項に規定する番組基準をいう。)及び法第
- 一 放送番組に関する世論調査の結果及び研究の成果

ホ

放送技術の研究の成果

- 同条第十三項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。)、 法第二十条第九項の実施基準 (インターネット活用業務の実施に要
- 信料に関する情報
 「資料を含む。)、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受資料を含む。)、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受法の法準(関連する
- チ 法第二十一条第二項及び第二十三条第一項の業務の委託の基準その
- リ 協会の契約の方法に関する定め及び調達に係る取引状況

他の業務の委託に関する定め

- 業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組
 ヌ 経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、インターネット活用
- 織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要そ
- ル 法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備について

の他の資料

の議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況

であつて、協会の役員又は職員が組織的に用いるものとして、協会が別法人文書(協会の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書

る定めその他の法人文書の管理に関する情報

保有しているものをいう。

以下この条において同じ。

)の管理に関す

ワ 情報公開に関する定め及び情報公開に関する運用状況

カ 個人情報の保護に関する定め、個人情報の保護に関する運用状況そ

の他の個人情報、視聴関連情報等の取扱いに関する情報

日

その他協会の業務に関する基礎的な情報

三 協会の財務諸表、連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、

連結資本等変動計算書、

連結キャッシュ・フロー計算書及びこれらに関

する説明書をいう。以下この条において同じ。)、経理に関する規程そ

の他の協会の財務に関する基礎的な情報

四 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げ

る情報

1

資料、同条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の

法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する

状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中

期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評

価に関する情報

ロ 監査委員会及び会計監査人の意見

- ハ 監査委員会及び会計検査人の監査又は調査の結果
- ニ 協会に係る会計検査院の検査報告のうち協会に関する部分
- ホ 連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の監査報告書
- へ その他協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する

基礎的な情報

- もの) 報(次条第二号に掲げる法人にあつては、イからホまで及びワに掲げる 玉 法第八十四条の二第一項第三号に規定する法人に関する次に掲げる情
- イ 当該法人の名称、目的及び業務の概要
- 期及び経歴並びに職員の数を含む。) 当該法人の組織の概要(当該法人の取締役等の数、氏名、役職、任
- 配当金から成る集団の当該法人に対する出資比率並びに当該法人の協会へのから成る集団の当該法人に対する出資額及び出資比率、協会及びその子会社
- 二 当該法人の業務と協会の業務の関係及び協会との取引の概要
- 者の氏名及び役職並びに当該法人の職員のうち協会の役員又は職員で氏名及び役職、当該法人の取締役等のうち協会の役員又は職員を兼ねている者の数、当該法人の取締役等のうち協会の役員又は職員を兼ねている者の出
- 当該法人の取締役等に対する報酬及び退職金の支給の基準

あつた者の数

関連会社及び関連公益法人等	子会社	次に掲げるものとする。	第五十五条の三 法第八十四	(情報提供の対象となる法人の範囲)	その他当該法人に関する基礎的な情報	当該法人の財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の監査報告書	当該法人の財務諸表その他の財務に関する書類の内容	定め及び当該体制の運用状況	当該法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する	当該法人の業務報告書その他の業務に関する報告書の内容	当該法人の事業計画その他の業務に関する計画	当該法人の暗真に対する復元处分に関する仏表の基準
<u></u> 法人等		90	法第八十四条の二第一項第三号の総務省令で定める法人	(人の範囲)	戻する 基礎的な情	双に対する公認会	みその他の財務に	用状況	過正を確保するた	書その他の業務	当その他の業務に	へする選用処方に
			弗三号の総務省		報	計士又は監査法	関する書類の内		めに必要な体制	に関する報告書	関する計画	関する仏表の表
			令で定める法人			人の監査報告書	容		の整備に関する	1の内容		1
			法人			告書			する			

	給与	突	国際放送費 国際放送費 国内放送番組等 配信費 配信費 配信費	副次収入 財務収入 雑収入 特別収入 特別収入	款 項 事業収入 受信料 交付金収入	(一般勘定) (事業収支)	別表第二号(第 26 条関係)
	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員の間の雇用契約に基づき支払われる全てのもの(退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。)	受信契約及び受信料収納に要する経質 受信改善及び受信相談業務に要する経費 事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費	国内放达の放达番組の編集及び达信に要する経質 国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及 び送信に要する経費 国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供 に要する経費 国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の電気 通信回線を通じた提供に要する経費	び選挙放送関係交付金経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入 預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入経常収入であつて他の項に属さないもの 固定資産売却益その他の経常収入以外の収入	説明		予算の科目
				事 業 文 正	事業収入	(一般勘定) (事業収支]表第二号(第
・	給与	突	国際放送費		款 項 事業収入 受信料 交付金収入	(一般勘定) (事業収支)	別表第二号 (第 26 条関係) 予

事業収支差金	減価償却費 財務費 特別支出 予備費	企画事務、監査、 業務全般に共通し 業務全般に共通し 借入金利息、放送 他の金融費用 固定資産売却損そ	企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費 業務全般に共通して要する経費 借入金利息、放送債券利息、放送債権発行費償却その 他の金融費用 固定資産売却損その他の経常支出以外の支出
媄	項		説明
資本収入	9岁亲牛 41 秦軍	7 × 7	
	事業収文産金受入れ前期繰越金受入れ		前年度までの事業収支及び資本収支の余剰 金から受け入れる額
	減価償却資金受入れ		
	資産受入れ		保有資産から資本支出に充てるため受け入 れる額
	有料インターネット 活用業務勘定長期貸 付金返還金 放送債券償還積立資 産戻入れ	長期貸 積立資	
	建設積立資産戻入れ 放送債券 F====================================		建設積立資産から戻し入れる額期間・ケットで伴っく
資本支出	長期借入金		期限1年以上の借入金
	建設費		有形固定資産及び無形固定資産の取得又は 改良に要する支出額
	出資有料インタース	** ジ ア	
	活用業務勘定長期貸付金	期貨	
	放送債券償還積立資産繰入れ		
	建設積立資産繰入れ放送債券償還金		建設積立資産に繰り入れる額
資本収支差金	I I	 	

事業収支差金							
	予備費	特別支出		財務費	減価償却費		
		固定資産売却損その他の経常支出以外の支出	他の金融費用	借入金利息、放送債券利息、放送債権発行費償却その		業務全般に共通して要する経費	企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の

(資本収支)

放送債券償還積立資 産繰入れ 建設積立資産繰入れ 放送債券償還金	事業収支差金受入和 前期繰越金受入和 該価償却資金受入和 資産受入和 <u>遊還金</u> <u>遊還金</u> 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入允 建設積立資産戻入れ 建設費 出資 出資 出資 班送番組等有料配信 数送番組等有料配信	款 項
建設積立資産に繰り入れる額	前年度までの事業収支及び資本収支の余剰 金から受け入れる額 保有資産から資本支出に充てるため受け入 れる額 建設積立資産から戻し入れる額 期限1年以上の借入金 有形固定資産及び無形固定資産の取得又は 改良に要する支出額	説明

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

款	項	説明
事業収入		
	放送番組等有料配	有料インターネット活用業務から生じる収入
	信収入	
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出		
	放送番組等有料配	<u>有料インターネット活用業務</u> に係る放送番組等
	信費	の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特別支出	
事業収支差金		

(資本収支)

(器)

(受託業務等勘定)

(器)

(削る)

主1 この表において、「放送債券償還積立資産」とは法第80条第4項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産

(放送番組等有料配信業務勘定)

(事業収支)

茶	- T-T	
)	
事業収入		
	放送番組等有料配	放送番組等有料配信業務から生じる収入
	信業務収入	
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出		
	放送番組等有料配	放送番組等有料配信業務に係る放送番組等の編
	信費	集及び送信に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特别支出	
事業収支差金		

(資本収支)

(同左)

(受託業務等勘定)

(同左)

注1 この表において、「放送番組等有料配信業務勘定」及び「受

託業務等勘定」とは、法第73条第2項に規定する特別の勘定

をいう(別表第三号及び別表第四号において同じ。)。

注2 この表において、「放送債券償還積立資産」とは法第80条 第4項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産

を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立てた資産をいう(別表第三号及び別表第四号において同じ。)。

<u>注2</u> この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

<u>注3</u> 予算書の末尾に次の事項を記載すること。

- (1) 事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額(一般勘定に限る。)
- (2) 事業収支差金の処分予定の内訳
- (3) 事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

別表第二号の二(第 32 条第 4 項関係)

業務別費用整理方法

- 1 第 32 条第 1 項から第 3 項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 国内インターネット活用業務(受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。)又は国際インターネット活用業務(受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会

を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立てた 資産をいう(別表第三号及び別表第四号において同じ。)。

<u>注3</u> この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

<u>注4</u> 予算書の末尾に次の事項を記載すること。

- (1) 事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額(一般勘定に限る。)
- (2) 事業収支差金の処分予定の内訳
- (3) 事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

(新設)

国際衛星放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。)の費用として特定できるものは、それぞれの

業務に直接整理すること。

3 1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる

費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準

によりそれぞれの業務に整理すること。

減価償却費					共通管理費				給与及び退職手当・厚生費						費及び放送番組等有料配信費	番組等配信費、国際放送番組等配信	国内放送費、国際放送費、国内放送	費用区分
電気通信回線を通じた提供に係る放送番 組の数の比又はコンテンツ制作費比	(「物りの米房に床の人口段(大畑百年貝を除く。)の比をいう。)	比 (第 32 条第 1 項から第 3 項までの各号) - 増 (ギュ ****) -	施設の占有面積の比をいう。)又は支出額	項までの各号に掲げる業務に使用される	人員比、面積比(第 32 条第1項から第3	う。以下この別表において同じ。)_	業務に従事する勤務時間の総体の比をい	各号に掲げる業務に従事する職員が当該	人員比 (第 32 条第1項から第3項までの	続回数の比をいう。)_	送番組等の提供に必要な認識設備への接	はアクセス数比(電気通信回線を通じた放	をいう。以下この別表において同じ。)又	する放送番組等の制作に係る支出額の比	ンツ制作費比(電気通信回線を通じて提供	組の数の比、業務の種類の数の比、コンテ	電気通信回線を通じた提供に係る放送番	型賦基準

別表第三号(第34条第1項関係)

別表第三号(第34条第1項関係)

鬥

產

Ш

鎟

財 産 目 録

(資産の部) 流動資産 現金及び領金 受信料未収金	(略) (協会全体) (略) (一般勘定)
力	対照表年 月
本	日現在 日現在 (協会全体) (同左) (一般勘定)
(単位の部) 関語 現金及び頃金 受信料未収金 未収受信料欠損引当金 有価記券 番組勘定 即改計費用 前以費用 時益付金 受託業務等勘定短期貸付金 失に消費税等 未収治費務等 未収治費商 が、動資産 との他の流動資産 との他の流動資産 との他の流動資産 との他の流動資産 との他の流動資産 との他の消動資産 との時間却累計額 藤族所質却累計額 藤族所質却累計額 藤族所質均累計額) 章 音 対
中 中 至 至 五 十 五	照 表 年 月
構成比 %	日現在

繰延資産 特定資産 (負債の部) 無形固定資産 出資その他の資産 開発費 無形固定資産 車両及び運搬具 短期借入金 放送債券発行費 建設積立資産 放送債券償還積立資産 貸倒引当金(貸方) その他の出資その他の資産 信託受益権 長期前払費用 定長期貸付金 有料インターネット活用業務勘 長期保有有価証券 建設仮勘定 長期預金 -年以内に償還する放送債券 -年以内に返済する長期借入金 特定資産合計 減価償却累計額 減価償却累計額 減価償却累計額 繰延資産合計 固定資産合計 出資その他の資産合計 関係会社出資 無形固定資産合計 有形固定資産合計 その他の出資 資産合計 繰延資産 特定資産 (負債の部) 無形固定資産 出資その他の資産 開発費 期貸付金 出資 短期借入金 建設積立資産 放送債券償還積立資産 長期前払費用 無形固定資産 放送債券発行費 貸倒引当金(貸方) 長期保有有価証券 長期預金 車両及び運搬具 その他の出資その他の資産 信託受益権 建設仮勘定 放送番組等有料配信業務勘定長 -年以内に償還する放送債券 -年以内に返済する長期借入金 繰延資産合計 特定資産合計 出資その他の資産合計 減価償却累計額 減価償却累計額 減価償却累計額 固定資産合計 関係会社出資 無形固定資産合計 有形固定資産合計 その他の出資 資産合計

損 益 計 算 書 年 月 日から	注 (略)	(略)	(受託業務等勘定)	() () () () () () () () () ()	(有料インターネット活用業務勘定)	負債純資産合計	純資産合計 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	評価・換算差額等	繰越剰余金(繰越欠損金)	建設積立金	剰余金(欠損金)	固定資産充当資本		資本	(純資産の部)	負債合計	固定負債合計	その他の固定負債	長期リース債務	国際催事放送権料引当金	役員退任引当金	退職給付引当金	長期借入金	放送債券	固定負債	流動負債合計	その他の流動負債	短期リース債務	受信料前受金	未払消費税等
損 益 計 算 書 年 月 日から	注 (同左)	(同左)	(受託業務等勘定)	(同左)	(放送番組等有料配信業務勘定)	負債純資産合計	純資産合計 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	評価・換算差額等	繰越剰余金(繰越欠損金)	建設積立金	剰余金(欠損金)	固定資産充当資本		資本	(純資産の部)	負債合計	固定負債合計	その他の固定負債	長期リース債務	国際催事放送権料引当金	役員退任引当金	退職給付引当金	長期借入金	放送債券	固定負債	流動負債合計	その他の流動負債	短期リース債務	受信料前受金	

特 特別収入 別 固定資産売却益 収 固定資産受贈益	経常収支差金		拉		落	経常事業収支差金	未収受信料欠損償却費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与	調査研究費	 	受信対策費	契約収納費	受託業務等費	放送番組等有料配信費	国際放送番組等配信費	国内放送番組等配信費	国際放送費	国内放送費	経常事業支出	受託業務等収入	支 副次収入	 業 交付金収入	事 受信料	常 経常事業収入	館	和 目	(協会全体)	
																												十月	金額		年月目まで
特 特別収入 別 固定資産売却益 収 固定資産受贈益	経常収支差金	以 終常事業外収支差令	拉		浴	経常事業収支差金	未収受信料欠損償却費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与	調査研究費	広報費	受信対策費	契約収納費	受託業務等費	放送番組等有料配信費			国際放送費	国内放送費	経常事業支出	受託業務等収入	支 副次収入	業 交付金収入	事 受信料	常経常事業収入	常	1 日	(協会全体)	
																													金額		年月

事 雑収入	常 財務収入	経	経常事業収支差金	未収受信料欠損償却費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与	調査研究費	広報費	受信対策費	契約収納費	<u>国内放送番組等配信費</u> 国際放送番組等配信費	国際放送費	国内放送費	支 経常事業支出		事 受信料	常経常事業収入	型	(一般勘定)	事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	資本支出充当	当期事業収支差金	当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損	固定資産除却損		その他の特別収入	文 過年度損食修止食
																				金額												
事 雑収入	常 財務収入	経	経常事業収支差金	未収受信料欠損償却費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与	調査研究費	広報費	受信対策費	契約収納費		国際放送費	国内放送費	支 経常事業支出		事 受信料	常 経常事業収入	世	(一般勘定)	事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	資本支出充当	当期事業収支差金	当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損		特別メロ 関庁資産売却指	その他の特別収入	文 過年度損益修止針

# ##	f 护	談					XH	<u>Z</u>	継	₩	纯	浴		<u>(</u>	احدار	××	1 <u></u> -<-	当		当							H	<u> </u>	別	夲	浴;	以	· >	**:
雅収入 経常事業外支出	语 3 字 《 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	経常事業収支差金 経営事業外収入	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与	広報費	放送番組等有料配信費	経常事業支出	放送番組等有料配信収入	経常事業収入		科目	(有料インターネット活用業務勘定)	事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	資本支出充当	当期事業収支差金		当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損	固定資産除却損	固定資産売却損	特別支出	その他の特別収入	過年度損益修正益	固定資産受贈益	固定資産売却益	人	経常収支差金	経	財務費	
													金						_															
- Ind		**					VIL		Virk	Imily		十日	額	<u>(</u>													Val		月	非	糸	\.		
·····································		経常事業収支差金 経常事業外収入	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与		収 放送番組等有料配信費	業 経常事業支出	事 放送番組等有料配信業務収入	常 経常事業収入	経	科目	放送番組等有料配信業務勘定)	事業収支剰余金	建設積立金繰入れ	資本支出充当	当期事業収支差金		当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損	固定資産除却損	固定資産売却損	特別支出					特 特別収入	経常収支差金	収 経吊事業外収文差金 支		Ĭ
													金																					

(一般勘定) (単位:千円)	() () () () () () () () () ()	(協会全体)	年月日まで	年 月 目から	資本等変動計算書	注 (略)	(略)	(受託業務等勘定)	事業収支剰余金	一般勘定への繰入れ	当期事業収支差金	当期事業収支差金	その他の特別支出	過年度損益修正損	固定資産除却損	固定資産売却損	特別支出	支 過年度損益修正益	別 固定資産売却益	特特別収入	経常収支差金	箔	外 財務費
(一般勘定) (単位:千円)	(同左)	(協会全体)	(で) 年 月 目まで	すら 年 月 目から	資本等変動計算書	注 (同左)	(同左)	(受託業務等勘定)	事業収支剰余金	一般勘定への繰入れ	当期事業収支差金	当期事業収支差金		過年度損益修正損	固定資産除却損	固定資産売却損	特別支出		別 固定資産売却益	特特別収入	経常収支差金	浴	

型	固海分余		· 煮	維資産合計	型		資資当		本 剰余金 趣栽剰令令	類 類 算 差 差	純資産
	資本 産充当 資本	建設積 繰越剰余金 立金 (繰越欠損金)	警			資本	推 光 当 首本	建設積 立金	繰越剰余金 (繰越欠損金)	警	
前期末残高					前期末残高						
当期変動額					当期変動額						
資本支出充当					資本支出充当						
当期事業収支差金					当期事業収支差金						
(当期欠損金)					(当期欠損金)						
建設積立金繰入れ					建設積立金繰入れ						!
建設積立金取崩し					建設積立金取崩し						'
<u> </u>					放送番組等有料配信業						!
勘定からの承					務勘定からの受入れ						
ħ											
資本以外の項目の当期					資本以外の項目の当期						
変動額(純額)					変動額(純額)						
当期変動額合計					当期変動額合計						
当期末残高					当期末残高						
(略)					(同左)						
(受託業務等勘定)					(受託業務等勘定)						
(略)					(同左)						
備考 (略)					備考 (同左)						
注 (略)					注 (同左)						
#	キャッシュ・フ	プロー計算書			#	キャッシュ	, H		計算書		
(略)					(同左)						
<u>別表第三号の二(第12条</u> 34条第3項第4号レ関係)	の4第1	項第4号イ、第32	条第6項	黑海	新設】						
					_						

共通管理費	退職手当	給与	広報費	河	送 門 門 信	綤						等配信	国大校路					季		第六世——)			
	厚生費			<u>小計</u>	設備関連費	業務関連費	<u>小計</u>	開発費	企画費	視聴者対応費	認証設備費	認証業務費	配信設備費	配信業務費	コンテンツ制 作設備費	コンテンツ制 作業務費		ш	***************************************	彩 世 (广)			受信料財源イ
																							源イン
																	国内 用業 務						ンターネッ
																	国内インターネッ 用業務 常時同 時配信 9 等業務 務	二号業務					
																	ット活 た記以 外の業 務						卜活用業務費用明細表
																	関シュール・近ろり、大田・シュー・美田・美田・		Ī	H	Ħ	单	費用明約
																	二 務		(単位	[]	П	月	裁
																	中		一] 94	γ γ	日から	

(有料インターネット活用業務勘定) 集別 日まで 放送 地	の記載を省略することができる。 別表第三号の三(第12条の4第1項第4号ロ、第32条第6項、第 34条第3項第4号ソ関係) 有料インターネット活用業務費用明細表 生 月 日から	<u>遠価償却費</u> <u> </u>
---	--	---

<u> </u>	 				$\widehat{}$			別表為			共通管理費 減価償却費	退職手当	広報費		
順 業 大 EE	事業収入		禁	(事業収支)	一般勘定)			第四号 (第	記載を省略する	この表に示	選費 	当•厚生費		<u>小計</u>	<u> </u>
受信 校合令 及公令 以以以 大 大 以以 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大			頂	7			Δħ	別表第四号(第 34 条第 3 項関係)	することがで	す科目に		l humûm.			
		(i) H	当初額				大	項関係)	9 9 9	計上すべ					
	_	增減額 (2)	開発を開発した。				出		·	き金額が					
	_	(1) + (2) (3)					禅 表			ないとき					
	_	(4)	決算額							11, 20					
	_	(3) - (4)	予算残額			年度				科目の					
事業 大 田	事業収入		款	(事業収支)	(一般勘定)			別表第四号(第34条第3項関係)							
及信巻 交付金収入 型次収入 基務収入 新収入 特別収入			屆	눈)			X M	育34条第3 ^工							
	- -		当初額				XH	頁関係)							
	<u>-</u>	增減額 (2)	関総算で				田栄								
	- - -	(1) + (2) (3)					漢								
	- -	4	決算額												
	- - -	(3) -	予算残額			年庚									

	\	. ∀				2114		uluml																	
	耳本収入	X ———				禁	(資	事業収支差金																	
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権							(資本収支)	支差鱼																	
海州 海 海 海 海 海 運 運 運 運 運 運 運 運 運 運 運 運 乗 国 河 東 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田)	温	<u>\</u>	NY	4	称	理	 溪	井	生費	潢	給与	調	—		棋	半	H		H [H H
受入れ 受入れ 積立資									予備費	特別支出	財務費	減価償却費	共通管理費	費	退職手当	中	調査研究費	広報書	受信対策費	契約収納費	等配信費	国際放送番組	等配信費	国内放送番組	国内放送費 国際扮法費
					账					<u> </u>		費	費		車・馬		曹			小 費	/ m 1m	- 送番組] سالس	米米給	兵 表 毒
		升 正		(1)	当初額										<u>, , , </u>							·		· ·	
		I.	減額 (2)	則でして	1年 2年 2年 2年 2	<u></u>																			
		<u>什</u> 正		4 増		 																			
				(1) + (2) (3)																					
		<u>什</u> 正		(2)	*																				
		儿 正		(4)	決算額																				
		田																							
		升 王		(5)	繰越額																				
		什 王		(5)	予算残額																				
			ı																						
	夏本収入	Ϋ́			Š	禁		事業																	
事前减資放産建放業期価産送民設送	具本収入	Ř			*	樊	(資本	事業収支																	
事業収支 減無連 減価償 数 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	耳本 収入	Ř					(資本収支	事業収支差金																	
事業収支差金受 前期繰越金受入; 減価償却資金受 資産受入れ 放送債券償還積 难戻入れ 建設積立資産戻 放送債権	耳本 収入	Ñ				熱	(資本収支)	事業収支差金	- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	特別	財務			生費	退職	給与	調査	<u> </u>		契約					
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	耳本 収入	Ñ					(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出	財務費			生費	退職手当	給与	調査研究費		受信対策	製約収納					国内放送到国际的关系
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	京本 収入			(1))		(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出	財務費	減価償却費	共通管理費	上費	退職手当・厚	給与	調査研究費	広報書	受信対策費	契約収納費					国際扮法費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	京本 収入	· 一	消		当初額		(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出	財務費			生費	· 世 。 世	給与	調査研究費	上報書	受信対策費	製約収納費					国際扮法費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	以 本 以 人	十二	減額 (2)	し、 温	当初額	頂	(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出	財務費			生費	· 世 。 世	給与	調査研究費		受信対策費	製約収納費					国際扮法費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	工作 収入) (2)	川へに	当初額一子算総		(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出				生費	· 世 。 世	給与	調査研究費		受信対策費						国際放送費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	以 大 以	十円 十円	減額 (2)	川へに	当初額一子算総	頂	(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出			共通管理費 共通管理費	生費	· 世 。 世	給与	調査研究費		受信対策費	契約収納費					国内放送費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	以 大 以	十二	減額	三	当初額 予 算 総 合計	頂	(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出			共通管理費 共通管理費	生費	· 世 。 世	給与	調査研究費		受信対策費						国内放送費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(2)	川へに	当初額 予 算 総 合計	頂	(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出			共通管理費 共通管理費	生費	· 世 。 世		調査研究費	広報書	受信対策費						国内放送費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(2)	則に無 (I)+(2) (4) (4)	当初額 予 算 総 合計 決算額	頂	(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出				生費	· 世 。 世		調査研究費		受信対策費						国内放送費国際が送費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 症戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	大人		(2)	三の一条 (1)+(2)	当初額 予 算 総 合計 決算額 繰	頂	(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出				生費	· 世 。 世	給与	調査研究費		受信対策費						国内放送費
事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資 産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債権	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			則に無 (I)+(2) (4) (4)	当初額 予 算 総 合計 決算額 繰越額	頂	(資本収支)	事業収支差金	予備費	特別支出				生費	· 世 。 世	給与	調査研究費		受信対策費	契約収納費					国際扮法書

事業収入		款		(有)	資本支出資本収支差金
放送番組等有料配信収入		項	収支)	(有料インターネット活用等	活用業務勘定長期貸 付金返還金 長期借入金 建設費 田資 田資 産繰入れ 建設積立資産繰入れ 放送債券償還金 方料インターネット 活用業務勘定長期貸 付金 長期借入金返還金
什 正	(1)	当初額		活用業務勘定)	
件 正	で	子算額 子 第 総			
儿 正	(1) + (2) (3)	△計			
什 正	(4)	決算額			
什 正	(3) - (4)	予算残額			
<u> </u>		渔			
H		模模			資本文出資本文出資本収支差金
			(事業収支)	(放送番組等有料配信業務甚	
事業収入	(1)	款	(事業収支)	(放送番組等有料配信業務勘定)	
事		款 項 子算 当初額 予算	(事業収支)	(放送番組等有料配信業務勘定)	
事 業 収 入 放送番組等有料配信業務収入	(1) 減額 (2)	款 項 当初額	(事業収支)	(放送番組等有料配信業務勘定)	
事 業 収 入 放送番組等有料配信業務収入	び (1) (2)	款 項 予算額 当初額 予算総	(事業収支)	(放送番組等有料配信業務勘定)	

注1~6 (略)	(略)	(受託業務等勘定)	(略)	(資本収支)		- IV		- 中	特別支出	財務費	減価償却費	共通管理費	退職手当・厚生費	給与	広報費	放送番組等有料配信費	臣	汝	業	 	特別収入	雑収入	
注1~6 (同左)	(同左)	(受託業務等勘定)	(同左)	(資本収支)				事	特別支出				退職手当・厚生費	A S S S S S S S S S S S S S S S S S S S		放送番組等有料配信費	E	 		# #	特別収入	雑収入	

附則

1 こ の 省令は、 放送法 の 一 部を改正する法律 **令** 和 元年法律第二十三号) の施 行 0 日 か 5 施 行する。

2 放送法の一 部を改正する法律附則第二条第一項の申請については、この省令の施行 0 日 前 に おいても、

この省令による改正後の放送法施行規則第十二条の二及び第十二条の三の規定を適用する。

3 この省令の施行 の際現 に承認を受けている令和元年度の事業年度の収支予算、 事業計画及び資金計 画

変更に ついて は、 改 Ē 後 \mathcal{O} 規 定に か か わら ず、 な お従れ 前 \mathcal{O} 例 に よる。

4 令 和 元 年 度 \mathcal{O} 事 業 年 度 \mathcal{O} 業 務 報 告 書 並 びに 財 産 目 録、 貸 借 対 照 表、 損益 計 算書、 資本等変動 計 算書

キャ ツ シ ユ フ 口] 計算書並びにこれらに関する説明書については、 改正後の規定にかかわらず、 なお従

前の例による。

及

び

 \mathcal{O}